

平成27年度 第2回 大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会 議事要旨

1. 開催日時・場所

- 日時：平成28年3月2日(水) 9:30～12:00
- 場所：大阪府西大阪治水事務所

2. 出席委員

尾崎 博明 委員 (会長)
貫上 佳則 委員
島田 洋子 委員
西田 修三 委員 (会長代理)
(欠席：細見 正明 委員)

3. 諒問

- 審議会規則第2条に基づき、河川における底質浄化対策について諒問され、「木津川運河におけるダイオキシン類汚染底質対策について」意見を求められた。

4. 主な内容

(1) 正蓮寺川について

- ・現在の工事・現場状況について
- 特になし

・工事中の環境監視結果について

- 工事中の環境監視結果より、河川水質、地下水質、水生生物、大気質とも、特に工事中の影響というのになかったということが確認できた。(尾崎会長)
- 阪神高速道路建設事業撤退後の維持管理について、維持管理方法や頻度等具体性に欠ける部分がある。「協議調整」のシステムなどをしっかりと作っておく必要がある。(貫上委員、島田委員)
→より詳細な維持管理の方法については、これから具体的に詰めていきたい。(西大阪治水)

・今後の工事（阪神高速道路）について

- 特になし

・今後の工事（ポンプ場）について

- 特になし

・今後の工事（大阪市公園）について

●管理という点で、公園工事についてはアスファルトの上の盛土部分での管理ということになるのであろうが、公園以外の施設も含めて、もっと長期的な維持管理についての考え方などはあるのか。（西田委員）

→将来的には全て上面が公園化されるので、表面の管理は公園管理者が行うことになる。深く掘れて下のアスファルトまで影響が出るような事態になった場合は河川管理者と公園管理者で協議調整し補修方法を決定する。当面、公園事業（工事）が完了するまでの間は河川管理者の方で定期的な点検と異常時対応を実施する。（西大阪治水）

●中に埋まっているボックスなどについては一旦埋めてしまった後は、大丈夫だという考え方か。（西田委員）

→構造物であるので、経年劣化の問題はある。大規模災害の視点でも何かあれば当然それぞれの管理者が時点時点で管理することになる。それに伴って例えば掘り返しが必要であるなどの事態が生じるようであれば、その都度、方法も含めて検討して対策することになる。（西大阪治水）

→河川エリアで両サイドは構造物があり、上面は公園となる。下は厚い粘土層で地下水へも影響としては考えにくいので一旦はご審議いただいた方法で外への影響という点においてカバーできるのではないかと考えている。要は今後10年、20年、ここに封じ込めているという事実をどう保存し、引き継いでいくかが課題であると思っており、議論を始めているところである。（藁田課長）

●公園事業工事の施工予定が平成28年度ということであるが、土壤汚染対策法との関連についてご説明願いたい。（尾崎会長）

→土壤汚染対策法については、現在申請用の資料収集にあたっており、資料が整い次第、適用を受けるべく申請を行う。（西大阪治水）

（2）神崎川の糸田川合流部左岸におけるダイオキシン類汚染底質対策について

●A-1の地点の河床変動について、平成27年11月に一旦下がって、平成28年1月にはまた上がっているということだが、どのように考えているのか。（西田委員）

→河床高さの計測については10cm程度の測定誤差が生じてくることもあり、必ずしも拡散したとは言い切れないと考えている。ただ、さらにその下の層にある3000 pg-TEQ/g超のものについては出来るだけ早く除去したいということで手続きを進めている。（神崎川出張所）

●3000pg-TEQ/g超のA-1、B-1について浚渫工事はどのように行うのか。（貫上委員）

→密閉式グラブを用いて浚渫を行うが、これまで1000～3000pg-TEQ/gの汚染底質を浚渫したときに用いた汚濁防止枠と、さらに浚渫船の外側に汚濁防止膜を展張し、

二重の拡散防止対策を取って実施する。汚濁防止枠は河川底層に鉄製枠があり、幕の裾が流されない構造となっており、拡散防止効果は大きいと考えている。工事中は浄化対策マニュアルに則って環境監視を行う。なお、これまでの工事監視においても特に汚濁拡散の状況は確認されておらず、本対策で可能と考えている。

(神崎川出張所)

→★特に3000pg-TEQ/gを超えているということなので、工事は慎重に実施するべきと考える。（貫上委員）

●河川の状況については、今後優先順位に従って工事を進めて行くに当たってしっかりと河床高の変動の原因を把握しておくべきと思うので、是非早期の検討をお願いしたい。（島田委員）

●底質ダイオキシン類濃度の再調査結果が以前の調査結果よりかなり低くなっているが、性状は変わっているとみなしてよいのか。（西田委員）

→ダイオキシン類の異性体比を見ると、何か特徴的に変わっているというふうには見受けられないと考えているところではある。変化の有無として可能性は幾つか考えられるが、調査をしていく中でどういう現象が起こって今の状況になっているかをあわせて検討できればと考えている。（府河川室）

●河床高の測定の誤差が、多分、幾らかあるだろうという話を聞きしたが、A-1の地点の2400pg-TEQ/gがどうなっているのか。実際、移動していなければよいが、その辺が少し不安に思うところである。（西田委員）

→★浚渫・覆砂対策後のモニタリングでダイオキシン類の測定をされているので、そのプロファイルを整理すれば、ある程度の類推は出来るのではないか。（貫上委員）

(3) 木津川運河におけるダイオキシン類汚染底質対策について

●表層をグラブ浚渫するのはやりやすいと思うが、V3やGH2地点では上層に低濃度があり、その下の部分を浚渫除去することになるが、現場でのグラブ浚渫はどのように切り分けて実施するのか。（西田委員）

→グラブ浚渫の場合、cm単位で精度を出すのは難しい。そのため、施工時はまず低濃度層について余堀りを実施するが、低濃度層の下端上に30cmまでの施工とする。次に、高濃度の層の浚渫を実施するが、その際は残った低濃度層下端の30cmと高濃度の層および高濃度層下端のさらに30cm下までを目標に浚渫を実施し、これらを全て高濃度汚染として扱うことで、安全側に管理できると考えている。（大阪市港湾局）

●試験施工の目的は、二重の汚濁防止膜の展張が困難な現場状況であるからという理解でよいか。また、グラブ浚渫の巻き上がりの状況確認という意味での試験施工であるならあえて濃度の高いW2で実施するとトラブルがあった時のリスクが

高く、一番大きな影響が出てしまうという心配もあり、他の地点で実施する方がよいのではないかと思うが。グラブ浚渫と並行検討するポンプ浚渫のほうがより安全側で施工できるので問題ないという理解でよいか。（貫上委員）

→そのように考えている。（大阪市港湾局）

●今回の試験施工でOKの確認ができたら、V3については護岸があるのでさらに検討は必要であるが、この工法で本格的に他の2地点も実施するという考え方でよいか。（島田委員）

→他の工事との兼ね合いもあるが、工法が確立されれば隨時実施していきたい。V3の護岸際については浚渫除去ができればベストであるが、構造上難しい部分もあるので、別途方法を検討していくことも考えなければならない。（大阪市港湾局）

5. その他

●特になし

★一般傍聴からの発言受付 → 発言なし